

電子複写機による複写サービス契約書(書式)

山形県農業総合研究センター所長

(以下、「発注者」という)と

(以下、「受注者」という。)とは、下記の条項により電子複写機の使用並びに消耗品供給に関する契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、受注者が発注者に複写サービスを提供するに際し、仕様書に基づき必要な機器(以下「複写機」という)を設置し、その複写機に関する適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複写サービスに必要な消耗品等(用紙を除く。以下「消耗品」という。)を円滑に供給し、発注者がこれに対して複写サービスに係る代金を受注者に支払うことを目的とする。

(複写機の機種及び設置場所)

第2条 複写機の機種及び設置場所は後記記載のとおりとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、複写サービス予定数量(契約期間分)に契約単価を乗じて得た金額の合計の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上とする。なお、規則第135条各号いずれかに該当する場合は、契約保証金は免除する。

(複写サービスに係る料金)

第5条 複写サービスに係る料金(消費税及び地方消費税の額を含む。)は、後記記載のとおりとする。

2 消費税及び地方消費税の額は、将来において消費税及び地方消費税の税率が変更された場合は、当該変更後の税率に基づくものとする。

(複写サービスに係る料金の請求)

第6条 発注者は、毎月末において発注者の確認を受けて複写サービス数量を算出するものとし、複写サービスに係る料金を複写種別ごと算出(円未満切捨て)のうえ発注者に対して請求するものとする。

(複写サービスに係る料金の支払)

第7条 発注者は、受注者から前条による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

2 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により複写サービスに係る料金の支払いを遅延した場合においては、前項の期間満了の翌日から支払いの日まで年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(複写機の保守)

第8条 受注者は、発注者が複写機を常時正常な状態で使用できるように、月1回は技術員を設置場所に派遣して点検、調整を行わなければならない。

- 2 複写機が故障した場合、発注者の請求により受注者は直ちに技術員を派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。
- 3 受注者の作業の実施は、受注者所定の営業時間内に行う。

(消耗品等の供給)

第9条 ドラム、ドラムカートリッジ等は、受注者の技術員の点検又は発注者の通知に基づきコピー品質維持のために受注者が必要と認めた場合、受注者はこれを取り替える。

- 2 その他の消耗品等については、受注者の指定する者の巡回又は発注者の申出によって予備量の不足を知った場合、受注者は当該消耗品等を供給する。

(複写機及び消耗品等の所有権)

第10条 複写機及び消耗品等の所有権は受注者に帰属し、発注者は善良なる管理者の注意をもって使用、管理しなければならない。

- 2 発注者は、複写機及び消耗品等が受注者の所有であることを示す表示等を毀損するなど、複写機の現状を変更するような行為並びに消耗品等を他に流用してはならない。

(設置場所の変更)

第11条 発注者は、第2条所定の設置場所を変更する場合は、予め受注者に通知し、受注者の承諾を得なければならない。この場合、複写機の移動は受注者が実施する。

- 2 受注者は、前項の規定により複写機を移動したときは、それらに要する費用を発注者に請求することができる。

(保険)

第12条 受注者は複写機につき、受注者の費用で動産総合保険を付保する。

(損害賠償)

第13条 受注者は、発注者が故意又は重過失によって複写機に損害を与えた場合、その賠償を発注者に請求することができる。

- 2 前項の場合において、動産総合保険で填補された損害に対しては、前項の規定にかかわらず受注者は発注者に請求しない。

(機密の保持)

第14条 受注者は、保守の実施にあたって知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の変更)

第15条 契約期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動、その他経済事情の変化により受注者が複写サービスに係る料金を改定する必要性が生じた場合、受注者は発注者に対して料金改定の1ヶ月前までに書面にて料金の改定を通知し、発注者と受注者が協議の上、新料金を決定する。

2 事務事業遂行上、約定した機種、設置台数等を変更する必要がある場合には、発注者と受注者とが協議のうえ契約を変更できるものとする。この場合において、複写機の搬入、撤去並びに移動は受注者が実施し、これらに要する費用の負担については、発注者と受注者とが協議のうえこれを定める。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者の行為が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) この契約の履行について、不正行為があったとき
- (3) 正当な理由がなく契約の履行を怠ったとき。
- (4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。

3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

4 第1項第4号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知する

ものとする。

- 6 発注者は、翌年度以降において、本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。

(談合等に係る契約解除)

第17条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
 - (2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (4) 受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
- 4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(受注者の解除権)

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 第15条第2項の規定により契約変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき

(複写機及び消耗品等の返還)

第19条 第3条又は前3条の規定により契約が終了又は解除された場合、発注者は複写機及び消耗品等を速やかに返還しなければならない。

- 2 前項の規定による返還に係る複写機（付帯装置を含む。）の取り外し、撤去等は受注者が実施し、

これらに要する費用についても受注者が負担するものとする。ただし、第 18 条による契約解除の場合には、発注者と受注者とが協議のうえこれを定める。

(その他)

第 20 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえこれを定める。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、発注者と受注者とが記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

発注者 山形市みのりが丘 6 0 6 0 - 2 7
山形県農業総合研究センター
所 長

受注者 (住所又は所在地)
(氏名又は名称及び代表者氏名)

機種及び設置場所

No.	機 種 (関連商品)	メーカー	設 置 場 所
1			総務課
2			研究企画部
3			土地利用型作物部
4			みどりの食料安全部
5			食品加工開発部

複写サービス料金

- 1、複写サービス料金（用紙除く）は、1ヶ月の複写サービス数量に下記単価を乗じて算出（円未満切捨て）する。

複写サービス料金		
モノクロ	1枚につき	円
（うち、消費税及び地方消費税の額		円）
カラー	1枚につき	円
（うち、消費税及び地方消費税の額		円）

- 2、この契約における1ヶ月とは、月の初日から末日までをいう。
- 3、受注者の技術員が機械の保守にあたって機械の点検と調整のために使用した複写（テストコピー）及び受注者の責めに帰すべき原因での不良の複写（ミスコピー）が生じた場合、当該複写サービス数量を1ヶ月の複写サービス数量から除くものとする。

この場合、ミスコピー数量は複写種別ごとに、複写サービス数量から一定率（2パーセント（1枚未満の端数切捨て））を乗じて算出する。